

# 人間工学専門家認定機構 規約

平成 15 年 8 月 2 日制定

平成 19 年 10 月 27 日改正

平成 20 年 4 月 25 日改正

平成 22 年 4 月 23 日改正

平成 23 年 4 月 22 日改定

平成 25 年 4 月 26 日改定

## (名称および目的)

第 1 条 本機構は一般社団法人日本人間工学会（以下「学会」という。）人間工学専門家認定機構（以下「機構」という。）と称する。

第 2 条 本機構は、人間工学専門資格制度の運営及び会員の活動並びに地位向上に対する支援などを行うことによって、日本における人間工学の適正な実践とその普及を促進し、もって社会の福利の増進に寄与することを目的とする。

第 3 条 本機構は、一般社団法人日本人間工学会認定人間工学専門資格制度に関する規程  
第 1 章第 2 節に基づき、設置される。

## (事業)

第 4 条 本機構は、第 2 条の目的を達成するために、一般社団法人日本人間工学会認定人間工学専門資格制度に関する規程第 4 条に定める次の事項を実施する。

- 一 人間工学専門資格制度の基本方針の検討及び制度の変更
- 二 人間工学専門家、人間工学準専門家、人間工学アシスタントの各資格の認定に係る業務
- 三 会員に対する情報提供などのサービス事業
- 四 その他制度の運営に関する事項

## (会員および役員)

第 5 条 本機構は日本人間工学会認定人間工学専門家、人間工学準専門家、人間工学アシスタントにより構成される。

第 6 条 本機構に、次の役員を置く。

- |      |        |
|------|--------|
| 機構長  | 1 名    |
| 副機構長 | 1 名    |
| 会計   | 1 名    |
| 事務局長 | 1 名    |
| 幹事   | 10 名程度 |
| 監査   | 2 名    |

2 役員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。

第7条 機構長は機構を代表し、会務を統括する。また、総会および幹事会を招集する。

2 機構長は、総会において会員の中から互選によって選出し、学会理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第8条 副機構長は機構長を補佐し、機構長に事故ある時はその職務を代行する。

第9条 会計は、本機構の財務を統括する。また会計は、日本人間工学会認定人間工学専門資格制度に関する規程第8条に定める会計責任者の職務を遂行する。

第10条 幹事会は、監査を除く役員で構成され、本機構の業務を執行し、総会に提案すべき事項について評議し、総会の承認を必要としない事項について議決する。

第11条 監査は、本機構の会務の監査を行う。

2 監査は、総会において、会員の中から互選によって選出する。

第12条 副機構長、会計、事務局長は、機構長が指名し、総会で承認する。幹事は機構長が指名する。

第13条 会員が日本人間工学会認定人間工学専門家、人間工学準専門家、人間工学アシスタントの資格を失った場合は、機構を退会となる。

#### (組織)

第14条 総会は定期総会および臨時総会とし、機構長が主催する。

2 定期総会は毎年1回開催され、会員の5分の1以上の出席により成立する。ただし、代わりの会員を代理人として表決を委任した者は出席とみなす。

3 臨時総会は機構長または幹事が必要と認めた時、あるいは会員の10分の1以上の要求があった場合に開催する。

4 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第15条 総会の承認を必要とするものは、次の事項とする。

- 一 事業計画および収支予算
- 二 事業報告および収支決算
- 三 附則第3条に定める事項
- 四 その他幹事会において必要と認めた事項

第16条 認定人間工学専門家試験結果への受験者からの異議申し立てについて審議するために、幹事会の下に試験結果監査機関を置く。

2 試験結果監査機関のメンバーは、試験実施に關係していない会員の中から機構長が指名する。

#### (会計および運営)

第17条 本機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 本機構の経費は次の収入をもってあてる。

- 一 会員が納入する会費
- 二 日本人間工学会認定人間工学専門資格制度に関する規程第9条で定める、受験者及び会員が納入する各種手数料等
- 三 寄付および補助助成の金品
- 四 その他の収入

第19条 本機構の会費は以下のとおりとする。

- 人間工学専門家（学会正会員）年額5千円
- 人間工学専門家（非学会正会員）年額1万円
- 人間工学準専門家 5年間1万円（年額2千円）
- 人間工学アシスタント 5年間1万円（年額2千円）

第20条 本機構の会計は、人間工学専門資格制度の運用に関する部分は日本人間工学会認定人間工学専門資格制度に関する規程第1章第3節に定める人間工学専門資格制度特別会計として取り扱う。

第21条 本機構は、総会及び幹事会の議事をはじめとした機構活動の実施に関する記録を作成し、保管するものとする。

第22条 日本人間工学会認定人間工学専門資格制度に関する規程第22条に基づく文書を作成し、学会理事会及び会員に対して提出するものとする。

第23条 日本人間工学会認定人間工学専門資格制度に関する規程第23条の機構事務局を一般社団法人日本人間工学会事務局内に置く。

(附則)

第1条 本規約の改正は、総会の議決による。

第2条 本規約の施行について必要な事項は、機構細則で別に定める。

第3条 本機構の解散ならびに解散に伴う財産の処分は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得ることを要する。

第4条 本規約は平成25年4月1日から施行する。